

令和6年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名 ・ 施設名	社会福祉法人にじ色会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年10月30日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は毎事業年度開始前に開催することとされているが、毎年開催されていないので、適切に開催すること。なお、本件指摘については、前回も同様の指摘をしており必ず改善すること。（定款第11条、定款施行細則第4条）	事業年度開始前の開催を計画中
2	評議員会への欠席が続く評議員が見られる。ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、日程調整などを行ってもなお評議員会への欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。（社会福祉法人審査基準第3の1）	事務局より複数の候補日を提示し、全評議員が出席可能な日時を選定する
3	評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を決定することは、理事会の決議を要する事項となっているが、令和5年度決算に係る定時評議員会を行うことについて、あらかじめ理事会で決議していなかった。ついては適切に決議すること。なお、本件指摘については、前回も同様の指摘をしており必ず改善すること。（社会福祉法第45条の9第10項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係	評議員会開催日時、場所、議題（議事）の決定を理事会の議案に明記し、適切に決議していく

	る法律第 181 条、社会福祉法人の認可について別紙 2 定款例<説明>3 理事会)	
4	理事長及び業務執行理事の職務の執行状況の報告について、令和 5 年度中令和 6 年 3 月 28 日に開催した理事会で報告した 1 回のみであった。ついては、毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上報告すること。(社会福祉法第 45 条の 16 第 3 項、定款第 17 条)	定められた間隔内で報告を行うよう努めていく
5	理事会は、多額の借財に係る決定を理事に委任することができないとされているが、令和 6 年度中事前に理事会の決議を得ずに多額の借入を行っている。ついては、多額の借入を実行する際は、理事会において事前に決議を得ること。なお、本件指摘については、前回も同様の指摘をしており必ず改善すること。(社会福祉法第 45 条の 13 第 4 項)	事前に決議を得られるよう努めていく
6	貴法人において、保育所の土地について国若しくは地方公共団体以外の者から一部賃借されており、地上権の設定及び登記がなされていたが、地上権が失効した状況となっている。ついては、安定して事業を継続するため、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。(社会福祉法人審査基準第 2 の 1 の(1))	司法書士と相談しつつ理事会に計り、登記を進めていく
7	保育所施設・設備整備積立金(800,000 円)を積み立てているが、積立金は当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合にその範囲内で計上することができるので、適切に積立可能金額内で積立を行うこと。(社会福祉法人会計基準第 6 条 3 項、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いにつ	R6.11/1 保育所施設・設備整備積立金取崩し、適正に処理した

	いて 1 9)	
--	----------	--